

平成17年度

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出の手引

（建設コンサルタント業務及び地質調査業務用）

独立行政法人 雇用・能力開発機構

独立行政法人雇用・能力開発機構の一般競争（指名競争）参加資格審査を希望する者は、この手引により申請手続きを行ってください。本申請により登録された名簿は、財団法人雇用振興協会においても使用されます。

また、当機構において登録できる業種は、建設コンサルタント業務及び地質調査業務のみとなりますのでご注意ください。

問い合わせ先

〒231-8333

神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル21階

独立行政法人雇用・能力開発機構 経理部契約課

電話 045-683-1204、1202

問い合わせ時間

9時15分～12時、13時～17時30分

1 申請書を提出できない方

次の(1)～(4)に該当する方は、資格審査申請書を提出できません。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当する者
- (2) 過年度において、一定の不誠実な行為により指名競争参加資格を取り消された者にあつては、その後、2年間を経過していない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 営業に関し法律上許可を必要とする資格を有しない者

2 申請期間

(定期受付期間)

平成17年1月11日(火)から平成17年1月31日(月)まで

(随時受付期間)

平成17年2月1日(火)から次回の受付開始日(平成18年1月上旬を予定)の前日まで

3 業種区分

(定期受付業種：平成17年1月11日から平成17年1月31日受付分について)

資格有効期間：平成17年4月1日から平成19年3月31日まで

(申請資格の審査基準日は、申請しようとする日の直前営業年度の終了日とします。)

業種区分	登録要件
建設コンサルタント業務	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による登録を受けている者
地質調査	地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号)第2条による登録を受けている者

(随時受付業種：平成17年2月1日以降受付分について)

資格有効期間：平成17年4月1日以降で有資格者とされた日から平成19年3月31日まで

(申請資格の審査基準日は、申請しようとする日の直前営業年度の終了日とします。)

業種区分	登録要件
建設コンサルタント業務	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条による登録を受けている者
地質調査	地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号)第2条による登録を受けている者

4 提出書類

別表(4ページ)の書類について、次の注意事項に留意して記載してください。

(注意事項)

- (1) 提出書類は、記載洩れがないよう注意してください。また、虚偽の記載が判明した場合は、認定を取り消す場合があります。
- (2) 提出書類に記載する内容について、各様式ごとに定めのあるもののほかは、審査基準日をもって記載してください。

- (3) 提出書類に記載する内容については、**黒のボールペンで記載**してください。
- (4) 申請者は、別表(4ページ)の提出書類一覧表の編さん順に従って、**A4-S版フラットファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背面に「登録希望業種名(建設コンサルタント業務、地質調査)、会社名」を記入してください。(ファイルは何色でもかまいません。)**
は平成17年度の意
 例 建設コンサルタント業務のみ希望の場合・・・・・・・・・・ 建設コンサルタント業務 建築士事務所(株)
- (5) **提出部数は、A4-S版フラットファイルに綴じたもの1部です。**1部で建設コンサルタント業務、地質調査の両方の申請が可能です。この場合、ファイルの表紙及び背面の業種記入の際は、希望する業種を両方記入してください。(ただし、建築工事・電気設備工事・管工事・昇降機設備工事・物品製造等と併せて申請する場合は、1部での申請はできません。これらの資格申請についてはそれぞれの参加資格審査申請書提出の手引を入手し、別に綴じて提出してください。)
- (6) 地質調査を希望する場合は、別表(4ページ)2～6及び8までの書類について、地質調査業者登録規程に定める現況報告書の写しをもって代えることができます。
- (7) **申請書類の受付の際には、記載内容や会社の業務内容について種々質問することがありますので、記載内容等について十分に説明できる方を申請書に記載する担当者としてください。**
 また、行政書士の方に申請を依頼される場合において、行政書士の方が当方の質問に答えられない場合が多く見受けられますので、行政書士の方が申請内容について十分に説明できるようご配慮ください。

5 提出方法等

- (1) 申請者は、独立行政法人雇用・能力開発機構経理部契約課契約第一係あて〔必ず**書留郵便等配達**の記録がわかる方式で(定期受付の場合、平成17年1月31日(月)当日消印有効)〕申請書を提出してください。
なお、持参による受付は行いません。
 その際、**封筒のおもてには、申請する業種を朱書きしてください。**
 例 建設コンサルタント業務希望の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・建設コンサルタント業務希望
- (2) 主たる営業所(登録簿上の本店)が提出すれば、その他営業所(支店又は事務所等)は提出する必要はありません。

6 提出先及び問合せ先

〒231-8333 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル21階
 独立行政法人雇用・能力開発機構 経理部契約課
 電話 045-683-1204、1202
 問い合わせ時間：9時15分～12時、13時～17時30分

7 資格認定の通知

一般競争(指名競争)参加資格認定通知書により通知します。(有資格者と認定した日以降の発送となります。)

8 申請した事項の変更等の届け出

申請書提出後に下記事項について変更があった場合は、速やかに別添の様式(変更届)により所要の書類を添えて提出してください。

なお、書類提出の際は業種及び登録番号を記入してください。また提出時に当機構と契約中であれば、その件名を変更用紙の右端にお書きください。

記

変 更 事 項	提 出 書 類	
本店の所在地、郵便番号(市町村合併の場合も含む)、商号又は名称の変更の場合	変 更 届 (所在地・商号又は名称の変更の場合はふりがなをつけてください)	登記簿謄本 (写しでも可)
登録が満了になった場合		登記簿謄本(写しでも可)
電話番号及びFAX番号に変更があった場合		-

別表

提出書類一覧表(1～8はA4版で統一し、穴をあけA4-S版フラットファイルに綴じて下さい)

編さん順	提出書類	注意事項
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	当機構において登録可能な業種は、「建設コンサルタント業務」及び「地質調査業務」のみです。
2	技術者経歴書	資格別(建築・地質)に常勤雇用している者のみを記入してください。
3	測量等実績調書	希望する業種の直前2か年の主な完成工事(施工中を含む)を記入してください。
4	商業登記簿謄本(写しで可) (法人で申請する場合)	
5	財務諸表類	直前1年間の事業(営業)年度の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書 (申請者が個人の場合は、これらに類する書類)
6	納税証明書その3の3等	8ページの(6)を確認の上添付してください。 (複写機による写しで可)
7	建築士事務所登録証明書	建設コンサルタント業務業者のみ提出してください。 (複写機による写しで可)
8	地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)第5条の規定により地質調査業者として登録された旨の通知書	地質調査業者のみ提出してください。 (複写機による写しで可)
ファイルに綴じずにクリップ等で挟み込む	一般競争(指名競争)参加資格認定通知書返信用封筒(封筒の大きさは長形3号)	申請者の住所、商号又は名称及び担当者名を記入し、 80円切手を必ず貼ってください。(封筒については、各自ご用意ください) 10ページ記入例参照

(注) 1 地質調査を希望する場合は上表2～6及び8までの書類について、地質調査業者登録規程に定める現況報告書の副本の写し(抜粋ではなく、副本全体の写し)をもって代えることができます。

なお、現況報告書の副本の写しに、審査対象となる有資格者の全員が記載されていない場合には、当該審査の対象者となる資格者について、上表2(技術者経歴書)を別途添付するようにしてください。

(注) 2 行政書士が本書類を作成した場合は、ファイルの余白に記名押印等をしてください。

提出書類の記載要領

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）の記載要領

1 申請書の作成方法

この申請書は、本店（本社）で作成して提出してください。したがって、申請者は本店（本社）の代表者となります。**印鑑は代表者の代表者印のみを申請書に押印してください。**

(申請書1枚目)

- (1) 様式上、「 」に該当する項目については、一切記載する必要はありません。よって、「01 受付番号」「02 業者コード」の各欄は記載しないでください。
- (2) 「03 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。
- (3) 「05 本社(店)住所」から「11 本社(店)FAX番号」までの各欄は、次により左詰めで記載してください。

「05 本社(店)住所」は、法人の場合は必ず**登記簿上の本社(店)の所在地を記載してください。**フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱ってください。なお、「05 本社(店)住所」欄の都道府県名及び「06 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす文字については、フリガナは記載しないでください。

「05 本社(店)住所」欄での丁目、番地は「 (ハイフン)」により省略して記載してください。

(例)

ヨ	コ	ハ	マ	シ	ナ	カ	ク	サ	ク	ラ	キ		チ	ヨ	ウ
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---

神	奈	川	県	横	浜	市	中	区	桜	木	町	1	1	8
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

「06 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いてください。

なお、「06 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す略号については、フリガナは記載しないでください。

種類	株式 会社	有限 会社	合資 会社	合名 会社	協同 組合	協業 組合	企業 組合	財団 法人	社団 法人
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)

(例)

コ	ヨ	ウ	セ	ツ	ケ	イ
---	---	---	---	---	---	---

(株))	雇	用	設	計														
-----	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「07 役職」欄については、下記の役職名のうちから一つを選択して記載してください。なお、代表者の役職については、フリガナは不要です。

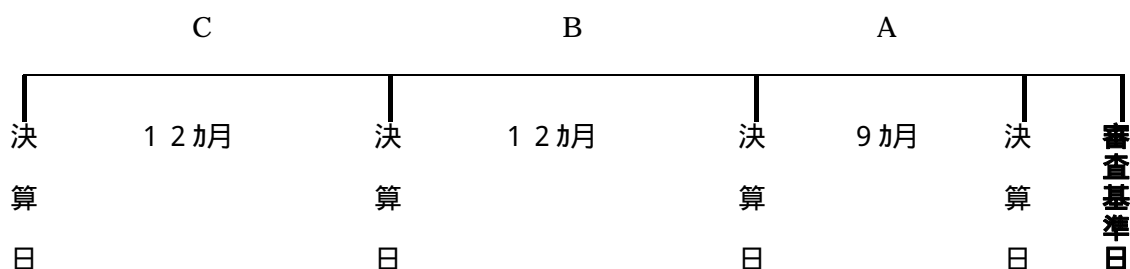
・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長		
・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事	・理事長	
・社長	・副社長	・無限責任社員	・管財人	・会長	・その他

「代表者氏名」欄及び「08 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前

業種を希望する場合には、「0」を記載してください。

2 直前2か年の間に創業や営業年度の変更等があった場合は以下の例により算定してください。

(例1) 営業年度を変更したため、審査基準日の直前2か年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24か月に満たない場合



直前2か年の各営業年度の合計月数・・・(A+B=21か月)

不足月数・・・24-21=3か月

$$\text{計算式} \quad \frac{A+B+(C \times 3 / 12)}{2} = \text{直前2か年の年間平均実績高}$$

(例2) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24か月に満たない場合

計算式 各営業年度の実績高の合計額×1/2=直前2か年間の年間平均実績高

(例3) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併等した場合

移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績(ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限ります。)も実績高に含めてください。

(8) 「16 有資格者数」欄については、該当する資格等について申請しようとする日直前の営業年度終了日の該当職員数を記載(各欄の数字は右詰めとします。)してください。

なお、1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上してください。ただし、1人で同一種類である「1・2級」、「士・士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上してください。

地質調査業務においては、技術士(建設部門)のうち、選択科目を土質及び基礎とするもの及び技術士(応用理学部門)のうち選択科目を地質とするものは、「地質調査」欄に記載してください。

友好・協力関係にある別企業の職員を、混同して記載される方が見受けられますが、あくまで自社の職員数のみを記載してください。申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、取り消されることがありますので注意してください。

2 添付書類の作成方法

(1) 技術者経歴書、測量等実績調書

この2様式については、各様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。

特に、技術者経歴書に関しては、当該様式に記載された人数と、申請書2枚目「16 有資格者数」欄に記載された人数が必ず一致するように記入してください。

記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長するものとします。このときには、様式の裏面に記載して差し支えはありませんが、表面にその旨を注記してください。

(2) 登記簿謄本

登記簿謄本とは、法務局等に登記された「合名会社登記簿」等(商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)第 6 条第 5 号から第 9 号までに掲げるもののいずれかをいいます。)の謄本をいい、法人が提出します。((7)の項参照)

(3) 登録証明書等

6 ページ 1 - (4)の 及び に掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいいます。((7)の項参照)

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものについては提出を要しません。

(4) 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前 1 年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分(損失処理)計算書(個人にあっては、これらに類する書類)をいいます。

(5) 地質調査業者登録規程第 7 条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写し(抜すいではなく、副本全体の写し)を提出した者であって、競争参加資格希望業種が登録規程に定める地質調査である場合には、技術者経歴書、測量等実績調書、登記簿謄本、財務諸表類の書類及び地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 5 条の規定により地質調査業者として登録された旨の通知書(写しで可)の添付を省略することができます。

ただし、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。((7)の項参照)

(6) 納税証明書

直前 1 年間における法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書をいいます。((7)の項参照)

なお、この納税証明書が添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

申請者は、以下にしたがって納税証明書を添付してください。

納税証明書の様式

- ア **国税**通則法施行規則別紙第 8 号書式その 3 の 2 (**個人の場合**)
「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書
- イ **国税**通則法施行規則別紙第 8 号書式その 3 の 3 (**法人の場合**)
「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書

納税証明の対象

個人の場合は申告所得税と消費税及び地方消費税、法人の場合は法人税(**法人事業税ではないので注意**)と消費税及び地方消費税。よって、**都道府県税や市町村税等ではなく国税になりますのでご注意ください。**

有効な納税証明年月日

証明年月日が **申請書提出時以前の 3 か月以内に発行**されたもの

(7) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えはありません。

3 外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 申請書の「05 本社(店)住所」欄については、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載して

ください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。

- (2) 登記簿謄本又は身元証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とします。
- (3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。
- (4) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和 22 年大蔵省令第 95 号)第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に関する建設コンサルタント業務、地質調査業務に係る契約のうち登録業種に係るものです。

返信用封筒記入例

封筒のサイズにご注意ください。長形4号(長さ20.5cm×9cm)サイズは、通知書が入りきらない場合もありますのでご遠慮ください。

表裏面とも、記載があれば記入方法は問いません。(手書き、印刷、シール貼付等何でも可)

返信用封筒(長形3号:長さ23.5cm×幅12cmサイズ)

